

第3次大木町男女共同参画計画

(配偶者からの暴力防止基本計画・女性活躍推進計画)



令和5年8月
大木町

計画策定にあたり

本町では、平成 20 年 3 月に「大木町男女共同参画計画」（計画期間平成 20 年度～29 年度）を策定し、男女共同参画の推進に向け様々な施策、事業に取り組んでまいりました。しかしながら、令和元年に福岡県が行った「男女共同参画社会に向けての意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識が、高齢男性を中心に根強く残っており、また、政策や方針の決定過程への女性の参画においても低い状況が続いており、男女共同参画の更なる推進が重要となっております。

本町では、平成 31 年 4 月に大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例を制定致しました。これは、町、議会、町民、地域組織、事業者等、教育に携わる者がそれぞれの役割の下、互いに連携して、今までの計画をさらに実行性の高いものとし、男女共同参画計画をさらに推し進めるためにこの条例を制定したものです。

これらを踏まえ、今回、大木町男女共同参画計画の理念を引き継ぐ計画として、男女がお互いを認め合い、それぞれが持つ個性を十分に発揮できる社会の実現に向け、「ともに認め合い、支えあい、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とする、「第 3 次大木町男女共同参画計画」を策定いたしました。策定においては、前計画の施策の進捗状況をはじめ、社会の動きや、国や県の施策の動きを踏まえるとともに、あらたな基本目標を加え、女性活躍推進法に基づく、女性活躍推進計画と一体となった計画として位置づけております。

今後は、この計画に基づき、男女共同参画の推進に向けた取組みを進めてまいります。本計画の推進にあたっては、町民の皆様をはじめ、地域や事業所、関係機関、団体の一人ひとりが主体的に取り組む、総合的に推進していくことが重要となりますので、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました、大木町男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなど、ご協力いただきましたすべての皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 8 月 大木町長 広松 栄治

目次

第1章 基本的な考え方	3
1. 計画策定の背景	3
2. 計画の基本理念	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 基本目標及び達成すべき目標	4
5. 計画の期間	5
6. 第3次大木町男女共同参画計画体系表と達成すべき目標	6
第2章 実施計画	7
【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会実現のための意識改革	8
1. 家庭や地域への啓発と学習の推進	
2. 男女共同と自立を目指す教育の推進	
【基本目標Ⅱ】誰もが安心して暮らせる社会の実現	13
1. 配偶者やパートナーからの暴力の根絶（DV防止基本計画）	
2. 生涯を通じた男女の健康支援	
3. 子育て・介護など多様な家族形態に対応した支援	
【基本目標Ⅲ】性別にとらわれず活躍できる社会の実現（女性活躍推進計画）	21
1. 女性が活躍できる就労環境づくり	
2. ワーク・ライフ・バランスの推進	
3. 女性のエンパワーメントの支援	
4. 政策・方針決定過程への女性の参画推進	
5. 農業及び商工自営業における男女共同参画推進	
6. 町民と行政の協働による男女共同参画の地域づくりの推進	
第3章 計画の推進体制	29
関連資料	31

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の背景

国・県の動き

国は、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い男女平等を進めるための関係法令や制度の整備が求められ、1986年（昭和61年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）が施行されました。1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念を定めた「男女共同参画社会基本法」が成立し、翌年に同法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた動きが大きく前進しました。その後、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が施行され、改正を重ねながら女性への暴力根絶に向けた取組みが進められました。

そして、2016年（平成28年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性の活躍に推進に向けた取組みが進められています。加えて、2018年（平成30年）には男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布されました。

2020年（令和2年）に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」を着実に実行させていくため、「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太方針）」にて重点的に取り組む事項を定めています。

県においても、国際的な動きや国の施策を受け、「福岡県男女共同参画推進条例」の制定や同条例に基づく「福岡県男女共同参画推進計画」の策定など、女性の地位向上や男女共同参画社会の推進に向けた取組みが進められてきました。

町の動き

大木町では、生涯学習や人権教育などを通じて、人権問題の中の「女性問題」として取組みを進めていましたが、国や県の施策を受け男女がお互いを認め合い、それぞれが持つ個性を十分に発揮できる社会の実現に向け、「ともに認め合い、支えあい、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とした「第2次大木町男女共同参画計画」を2018年（平成30年）に策定し、2019年（平成31年）には「大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例」を制定し、男女共同参画のまちづくりを推進する基本理念を定めました。

2. 計画の基本理念

大木町では、男女がお互いを認め合い、それぞれが持つ個性を十分に発揮できる社会の実現に向け、「ともに認め合い、支えあい、自分らしく暮らせるまちづくり」と位置づけ、

「第2次大木町男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。しかしながら、現状では、実現に向けた課題が多く残されています。

本計画では、引き続き、男女がお互いを認め合い、それぞれが持つ個性を十分に発揮できる社会の実現に向け、「ともに認め合い、支えあい、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念に、各施策や事業を展開していくこととしています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画であるとともに、2019年（平成31年）に制定された「大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例」に基づいた計画としています。

併せて、「DV防止法」第2条の3第3項及び、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく町の基本的な計画としています。

また、大木町自治総合計画に定められた、将来像「まちの個性が光る暮らしと文化が育つまち」を実現するための政策「人権教育・啓発、男女共同参画の推進」を実現する個別計画としています。

4. 基本目標及び達成すべき目標

本計画では、大木町自治総合計画に定められた施策項目「男女共同参画社会の推進」の主要施策を基本目標としています。また、本計画の成果指標として、計画期間中に達成すべき目標を設定しています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の社会実現のための意識改革

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

基本目標Ⅲ 性別にとらわれず活躍できる社会の実現

成果指標（達成すべき目標）

- 1 「男は仕事、女は家庭」といった考え方に同感しない人の割合を80%以上とします。
- 2 DV防止と被害者保護のためのDV関係課間のネットワーク会議研修会を年3回以上開催し、職員の意識醸成を図ります。
- 3 審議会等における女性委員の数を総委員数の40%以上とします。

成果指標を達成するための具体的施策（重点施策）

- ・【Ⅰ-1-(1)】町民に向けた男女共同参画の啓発
- ・【Ⅱ-1-(2)】DV等関係課職員への研修
- ・【Ⅲ-4-(1)】審議会委員などへの女性の登用の促進

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とし、社会情勢や国、県の施策の動向により、本計画に不具合が生じた場合は見直すこととします。

6. 第3次大木町男女共同参画計画体系表と達成すべき目標

基本理念	ともに認め合い、支えあい、自分らしく暮らせるまちづくり		
男女共同参画社会の形成	基本目標	施策の方向	成果指標(達成すべき目標)
	Ⅰ. 男女共同参画の社会実現のための意識改革	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭や地域への啓発と学習の推進 2. 男女共同と自立を目指す教育の推進 	<p>「男は仕事、女は家庭」といった考え方（固定的な性別役割意識）に同感しない人の割合を80%以上とします</p>
	Ⅱ. 誰もが安心して暮らせる社会の実現	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者やパートナーからの暴力の根絶（DV防止基本計画） 2. 生涯を通じた男女の健康支援 3. 子育て・介護など多様な家族形態に対応した支援 	<p>DV防止と被害者保護のためのDV関係課間のネットワーク会議研修会を年3回以上開催し、職員の意識醸成を図ります</p>
	Ⅲ. 性別にとらわれず活躍できる社会の実現（女性活躍推進計画）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性が活躍できる就労環境づくり 2. ワーク・ライフ・バランスの推進 3. 女性のエンパワーメントの支援 4. 政策・方針決定過程への女性の参画推進 5. 農業及び商工自営業における男女共同参画推進 6. 町民と行政の協働による男女共同参画の地域づくりの推進 	<p>審議会等における女性委員の数を総委員数の40%以上とします</p>
	計画の推進体制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 推進体制の整備 2. 計画の進行管理 	

第2章 実施計画

各種施策の課題・目標と具体的な施策

計画を着実かつ効果的に推進していくために、基本目標ごとに施策の方向性を設定し、具体的な施策を示しています。具体的な施策には、施策を実施する担当課及び実施年度を設定しています。

※重点施策は、本計画の成果指標として、設定した計画期間中に達成すべき目標に直結する重要な施策としており、重点的に進行を管理していきます。

※新規は、今回の計画から新たに追加、設定した施策です。

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
(※重点施策／※新規施策) 各施策の方向を達成するために必要な施策を記載しています。	具体的施策ごとに行うべき事業や事務などを記載しています。 【実施年度】 施策を実施する年度を記載しています。	各事業などを行う担当課を記載しています。 (◎印がある課は、主体的に担当する課です。)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革

現状と課題

男女共同参画社会を形成していくためには、男女が性別に関わらず、互いの人権を尊重し、個性や能力を認め合い、個人自らが自立し、生き方や暮らし方を選択できることが重要です。しかしながら、社会に残る様々な制度や慣習には、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割意識が残っており、男性と比べ女性のほうが家事や育児、介護などの負担が大きいことや、仕事を持つ女性においては妊娠・出産により退職せざる得ない状況があるなど、この固定的な性別役割分担意識が、社会や地域において個人が持つ能力を十分に発揮できない状態の要因となっています。

福岡県が令和元年に行った「男女共同参画社会に向けての意識調査」においても、「男は仕事、女は家庭」という考え方に、男性の41.9%、女性の39.9%が同意しており（表1）、また、町が令和4年に行った「大木町人権に関する町民意識調査」においては、男性の24.1%（前回ポイント41.9%）、女性の16.9%（前回ポイント31.6%）が同意しており（表1）前回調査時より大幅に減ってきているものの、66歳以上に対象を絞ると同意する割合は33.5%と依然として高く、世代によってはこのような固定的な性別役割意識の考え方が根付いているといえます。

この社会に残る固定的な性別役割意識を解消していくためには、一人ひとりの意識づくりが重要であり、固定的な性別役割意識に基づく制度や慣習を見直していくことが必要です。このためには、家庭や地域、学校における学習や教育を通じて理解や知識を深めていくことが重要となっています。特に、幼少期から男女平等参画意識の形成を進めていくことは、今後の男女平等社会の形成に向け大きな役割を果たすものと考えています。

施策の方向

1. 家庭や地域への啓発と学習の推進
2. 男女共同と自立を目指す教育の推進

表1:「男性は仕事、女性は家庭」という考え方への賛否

		標本数	同感する	ある程度同感する	あまり同感しない	同感しない	無回答	賛成派	反対派
女性	18歳～20代	118	3.4	28.8	25.4	38.1	4.2	32.2	63.5
	30代	169	3.0	35.5	29.0	31.4	1.2	38.5	60.4
	40代	208	3.8	38.5	35.1	22.1	0.5	42.3	57.2
	50代	235	5.5	34.0	28.9	27.2	4.3	39.5	56.1
	60代	269	3.7	39.0	31.6	22.7	3.0	42.7	54.3
	70代以上	135	3.7	37.0	29.6	22.2	7.4	40.7	51.8
	合計	1,142	3.9	36.0	30.6	26.4	3.2	39.9	57.0
男性	18歳～20代	76	3.9	18.4	47.4	28.9	1.3	22.3	76.3
	30代	99	10.1	23.2	35.4	28.3	3.0	33.3	63.7
	40代	163	4.3	38.0	31.3	23.3	3.1	42.3	54.6
	50代	150	4.7	33.3	34.0	27.3	0.7	38.0	61.3
	60代	229	5.7	41.0	30.1	21.0	2.2	46.7	51.1
	70代以上	137	13.9	39.4	29.9	16.8	-	53.3	46.7
	合計	860	7.0	34.9	32.9	23.5	1.7	41.9	56.4
無回答		17	5.9	35.3	29.4	29.4	-	41.2	58.8
全体合計		2,005	5.2	35.5	31.6	25.1	2.5	40.7	56.7
R4 大木町女性		332	1.5	15.4	32.8	47.6	2.7	16.9	80.4
R4 大木町男性		270	1.5	22.6	35.2	40.0	0.7	24.1	75.2
R4 大木町無回答・ どちらでもない・ 答えたくない		4	-	-	-	100.0	-	-	100.0
R4 大木町合計		611	1.5	18.5	33.4	44.7	2.0	20.0	78.1

資料①

資料②

資料：①福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和2年3月）

②大木町「大木町人権に関する町民意識調査」（令和4年）

県においては、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人の割合が賛成する人の割合を若干超えているものの、男性においては、賛成する人の割合が多くなっている。

町においては、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人の割合が県全体より高くなっている。しかし、男性と女性の考え方に5ポイント以上の開きがある。

※「賛成派」は「同感する」「ある程度同感する」と回答した割合の合計、「反対派」は「同感しない」「あまり同感しない」と回答した割合の合計としています。

具体的施策

1. 家庭や地域への啓発と学習の推進

(1) 男女共同参画社会に向けての啓発の促進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
※重点施策 町民に向けた男女共同参画の啓発	<p>広報紙等への男女共同参画に関する啓発記事の掲載を行うとともに、講座やセミナーなどの啓発活動を実施する。また、男女共同参画週間（6月23日～29日）や県の男女共同参画の日（11月第4土曜日）に協調した啓発活動を実施する。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	まちづくり課
男女共同参画に関する情報の積極的な発信	<p>広報紙やホームページ、SNS、パンフレットなどを活用し、男女共同参画に関する各種情報（国や県、町が実施する男女共同参画に関連する講座や研修会、セミナーなど）を広く発信する。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	まちづくり課
町職員に対する研修の実施	<p>町職員に対し、男女共同参画に関する研修を定期的に行い、町職員自らが率先して男女共同参画社会の推進に取り組むことを目指す。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	総務課

(2) 男女共同参画の理解を深める学習機会の充実

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
各種講座等への男女共同参画の視点の導入	<p>町民を対象とした各種講座やセミナーへ、男女共同参画を推進する企画を取り入れ理解の促進を図る。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	まちづくり課
町民や団体（町内事業所）の男女共同参画に関する学習や活動の支援	<p>町民や団体へ積極的に情報を提供するとともに、男女共同参画に関する学習や活動に対し、活動費用の助成などの支援を行う。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	まちづくり課
家庭教育力の向上を目指す学習機会の充実	<p>男女共同による子育てや食育について、理解を深め家庭教育力の向上を目指すため、子育て家庭を対象とした学習会等を実施する。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	こども未来課 健康福祉課 まちづくり課
男女共同参画に関する図書・資料などの充実	<p>学習機会の充実のため、図書館（大木町図書・情報センター）において男女共同参画に関連する図書や資料を充実させる。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	まちづくり課

(3) 社会制度慣習の見直し

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
身近な慣習や慣行見直しのための啓発や学習機会の提供	男女共同参画の視点から、身近な慣習や慣行を見直し、改善を図るため、法律や社会制度についての積極的な情報の提供や、講座などを通じ学習機会の提供を行う。 【実施年度】 ・情報提供 令和5年度～令和9年度 ・学習機会 令和5年度検討、令和6年度以降実施	まちづくり課
町刊行物や、広報活動の点検、見直し	町などが発行する刊行物や広報活動において、固定的な性別役割分担にとらわれた表記や表現がないか随時点検し、見直しを行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	全庁

2. 男女共同と自立を目指す教育の推進

(1) 乳幼児期における男女共同参画教育の推進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
男女共同参画に関する研修・セミナーの開催	固定的役割分担意識等男女共同参画について認識を深めるため、次のことを実施する。 ①支援者（保育士、幼稚園教諭、学童支援員等子育てに携わる人）を対象にした研修 ②住民（子育て世代包括支援センター利用者や子育てボランティア等）を対象にした講座やセミナー 【実施年度】令和5年度検討、令和6年度以降実施	こども未来課
ジェンダー（社会的性別）にとられない就学前教育の推進	男女共同参画の視点に立ち、幼児の豊かな人間関係の基礎や自立の芽生えを培う保育計画に努める。また、保育内容や教材についても固定的な意識を植え付けないように配慮する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課

(2) 学校における男女共同参画教育の推進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
教職員に対する研修、啓発の実施	児童・生徒が持つ性による固定観念と結びついた態度や行動に対し、適切な指導や教育ができるよう、教職員の研修や啓発に努め、男女共同参画教育を推進する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課
男女平等の視点に立った学校教育の推進	人権尊重の視点に立った、男女平等と自立、暴力を許さない教育の推進を目指すため、各教科や道徳教育、特別活動など、全教育活動を通じて男女の協力や相互理解を深め、性別に捉われることなく、児童・生徒の人間形成	こども未来課

	を図るための指導内容や方法の充実に努める。	
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	
男女平等の視点に立った進路指導の推進	固定的な性別役割分担意識等に影響されることなく、児童・生徒の個々の能力や適正、個性が活かせる生活観、職業観の形成に努めるとともに、進学において、あらゆる分野を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導に努める。	こども未来課
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	
生命尊重や人権尊重の視点からの性に関する教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じた性に関する正しい知識や、自ら考え判断する意思決定能力を身に付け、望ましい行動がとれるための性教育の充実に努める。また、LGBTQといった性的指向や性別違和により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない教育を推進する。	こども未来課
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	
男性保護者の学校行事などへの参加の促進	子育ては男女共同の責任であるとの認識のもと、学校行事や会合への男性保護者の参加を促進する。	こども未来課
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	

基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

現状と課題

男女がお互いの人権を尊重し、確立することが男女共同参画社会を形成する基礎となります。しかし、男性優位の意識（表2）や、その意識に基づく女性への差別的な社会構造が要因となり、女性に対する暴力やあらゆるハラスメント被害など、女性に対する大きな人権侵害が問題となっています。

特に、配偶者やパートナーなど、親しい間柄での暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）は、女性が被害者となるケースが多く（表3）、根底には、「妻は夫の所有物である」、「妻への暴力は暴力に当たらない」といった誤った考えが要因となっています。

DVやあらゆるハラスメントに対する取組は、国においても重要な課題として、これまで男女雇用機会均等法やDV防止法などの法整備が行われてきました。しかしながら、住民や地域における認識は十分でなく、これらの問題を防止するためには、住民や地域に対する積極的な啓発と、関係者の意識や知識の深化が重要となっています。さらに、福岡県が令和2年に行った「男女共同参画社会に向けての意識調査」において、DV防止に必要なことについて、女性、男性ともに約7割が「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」ことが必要と回答しているように（表4）、DVやあらゆるハラスメントなどに対応する相談体制や、被害者へのケア体制の充実を図ることも喫緊の課題となっています。

また、男女がお互いの身体的特質を十分理解し、お互いの人権を尊重し、思いやりをもって生涯暮らしていくことも大切です。そのためには、心身やその健康について正確な知識や情報を入手し、主体的に行動しながら健康を享受していく必要があります。

特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することを、男女がお互いに理解するための取組を進めていくことが重要となっています。

男女共同参画社会は、性別に関わらず、自らの意思で、その個性と能力を発揮し、自分の生き方を選択することができる社会です。そのためには、今後ますます進展する少子高齢化に対応した、男女がお互いに責任を持って子育てを行うことができる環境の整備や、高齢者や障がい者が、精神的、経済的、社会的に自立していくことができる支援や制度の充実が求められています。また、家族形態が多様化する中、それぞれの家庭が安心して暮らしていける制度の確立も必要となっています。

そのためには、子育て支援では、相談機関としての子育て世代包括支援センターの充実や子育てと仕事の両立を図るための保育サービスの実施などをより充実させるとともに、着実に進め、性別や年齢、家族の形態に関わらず、一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要となっています。

また、母子・父子のひとり親家庭は減少傾向にあるが、経済的な問題（表5）をはじめ、家庭や仕事、育児など生活上の様々な問題を一人で抱え、不安定な状態に置かれやすい状況です。ひとり親を含む多様な家庭が安定した生活を送れるよう、就労支援や生活支援などあらゆる方向からの支援が重要となっています。

施策の方向性

1. 配偶者やパートナーからの暴力の根絶（DV防止基本計画）
2. 生涯を通じた男女の健康支援
3. 子育て・介護など多様な家族形態に対応した支援

表2:「社会全体で見た場合」の男女の地位の平等感 (%)

		標本数	女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性のほうが優遇されている	平等	どちらかといえば男性のほうが優遇されている	男性の方が優遇されている	わからない	無回答	女性優遇感	男性優遇感
女性	18～20代	118	-	5.1	16.1	42.4	19.5	15.3	1.7	5.1	61.9
	30代	169	-	1.2	5.9	60.9	24.3	6.5	1.2	1.2	85.2
	40代	208	1.0	4.3	7.2	50.5	31.7	4.8	0.5	5.3	82.2
	50代	235	0.9	1.7	4.7	50.6	31.5	8.1	2.6	2.6	82.1
	60代	269	0.4	1.9	9.3	53.9	24.2	6.3	4.1	2.3	78.1
	70代以上	135	-	3.7	8.1	48.9	26.7	5.2	7.4	3.7	75.6
男性	18～20代	76	5.3	7.9	21.1	47.4	7.9	10.5	-	13.2	55.3
	30代	99	3.0	8.1	24.2	42.4	15.2	5.1	2.0	11.1	57.6
	40代	163	0.6	9.2	13.5	54.6	19.6	1.2	1.2	9.8	74.2
	50代	150	2.0	3.3	15.3	60.7	15.3	2.7	0.7	5.3	76.0
	60代	229	1.3	3.1	21.4	53.3	12.7	4.4	3.9	4.4	66.0
	70代以上	137	1.5	-	12.4	56.2	20.4	6.6	2.9	1.5	76.6
無回答		17	-	17.6	11.8	29.4	29.4	11.8	-	17.6	58.8
全体合計		2,005	1.0	3.7	12.2	52.4	22.1	6.1	2.5	4.7	74.5

資料:福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和2年3月)

家庭や職場、学校教育や地域活動の場など、社会全体での男女の地位の平等感は、全体的に男女の地位が平等であると感じている人の割合は、全体で12.2%に留まり、男性優位と感じている人の割合が高く、特に女性の30代～50代では8割以上が男性優位と感じているなど、女性の不平等感が強い結果となっています。

※「女性優遇感」は「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」と回答した割合の合計、「男性優遇感」は「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」と回答した割合の合計としています。

表3:DV被害経験 (N=2,005)

		まったく ない	1、 2度あ った	何 度もあ った	無 回 答	被 害 経 験 あ り
女性N= 1,142 男性N= 860						
被 害 経 験	女性	69.9	18.3	8.8	3.0	27.1
	男性	81.4	10.6	2.1	5.9	12.7
	全体	74.8	15.0	5.9	4.2	20.9
身 体 的 暴 力	女性	77.3	14.5	5.1	3.1	19.6
	男性	85.6	7.7	0.8	5.9	8.5
	全体	80.8	11.6	3.2	4.3	14.8
精 神 的 暴 力	女性	81.6	9.4	5.8	3.2	15.2
	男性	86.6	5.7	1.2	6.5	6.9
	全体	83.7	7.8	3.8	4.6	11.6
性 的 暴 力	女性	84.0	8.4	4.0	3.6	12.4
	男性	91.4	1.0	0.5	7.1	1.5
	全体	87.1	5.3	2.5	5.1	7.8

資料:福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和2年3月)

DV(配偶者やパートナーからの暴力)を経験したことがある人の割合は、女性27.1%、男性12.7%と、女性の被害経験がより多いものとなっています。

被害の内容では、殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたりする身体的暴力の被害経験の割合が高く、10人のうち2人以上が被害者となっています。

表4:男女間における暴力の防止に必要なこと (N=2,005)

女性N=794・男性N=601(複数回答)	女性	男性	全体
被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす	70.7	66.2	68.7
加害者への罰則を強化する	55.3	52.7	54.1
暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う	41.9	35.1	39.0
学校、又は地域で、暴力を防止するための教育や研修会、イベント等を行う	32.7	32.1	32.4
メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う	32.4	32.0	32.3
被害者を発見しやすい立場にある警察や医療機関関係者などに対し、研修や啓発を行う	30.2	28.0	29.3
暴力を助長する恐れのある情報(雑誌、コンピューターソフトなど)を取り締まる	24.8	20.8	23.1
その他、特になし、無回答	10.6	13.7	12.0

資料:福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和2年3月)

男女間における暴力の防止に必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が男女ともにと最も高く、次いで「加害者への罰則を強化する」(54.1%)、「暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」(39.0%)となっています。

表5:ひとり親世帯の状況(福岡市、北九州市、久留米市を除く)

総数		母子世帯	父子世帯	福岡県	
1	世帯数(推計)	31,656 世帯	3,985 世帯	1,038,622 世帯	
2	ひとり親になった理由	協議離婚	65.1%	61.5%	
		調定離婚	12.7%	8.5%	
		審判離婚	0.2%	0.1%	
		裁判離婚	1.6%	1.8%	
		死別	4.6%	18.4%	
		遺棄	0.4%	1.6%	
		行方不明	0.3%	0.8%	
		未婚の母	9.5%	-	
		その他	3.3%	5.0%	
	無回答	2.2%	2.2%		
3	就業率	ひとり親になった当時	64.2%	94.4%	
		現在	90.9%	94.4%	
4	現在の就業形態のうち非正規雇用の割合	32.3%	3.9%		
5	1か月の収入(手取り額)平均金額	15.7万円	24.8万円		

資料:令和3年福岡県ひとり親世帯等実態調査

県内(福岡市、北九州市、久留米市を除く)のひとり親世帯は約3万6千世帯と、県内の世帯数の3.4%を占めている。また、母子世帯の就業率は、現在では約91%が就業しているものの、ひとり親になった当時は約36%の世帯が就業していない状況であったとなっています。また、就業形態も、父子家庭に比べ非正規雇用者の割合が高く、収入においても母子家庭が低くなっています。

具体的施策

1. 配偶者やパートナーからの暴力の根絶（DV防止基本計画）

（1）DVの根絶に向けた啓発

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
人権講座などを通じた啓発活動の推進	様々な困難な状況にある人々の問題や、生きづらさを感じている人々に対する配慮を含めたあらゆる人権問題の解決を図るため、人権講座などの開催や、人権啓発冊子の作成・配布などを通じて、地域への啓発を推進する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課
DV防止に向けた啓発活動の推進	DV防止に向け、DVに対する知識を身につけ、正しい理解を図るため、広報紙やホームページ等において、国や県、関係機関と連携した情報を積極的に提供する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課
デートDV防止に向けた啓発の推進	若年層を対象とした交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが有効であることから、中学生を対象にデートDV防止教室を実施する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課
虐待予防、防止に向けた啓発活動と体制の整備	子どもや高齢者、障がい者など、社会的に弱い立場の人への虐待を予防、防止するために、広報紙やホームページ、パンフレット等を活用し啓発を図るとともに、専門団体等と連携し、セミナーの開催や相談体制の整備を図る。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課 健康福祉課

（2）DV被害者の保護と支援体制の整備

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
※重点施策 DV等関係課職員への研修	DVに関わる関係課の職員に対し、適切な相談対応などについて庁舎内連携会議中心とした研修会を年3回以上行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	◎まちづくり課 関係課
DV等相談体制の充実	DVについての被害相談に対し、適切な対応ができるよう相談体制を充実するとともに、解決に向けた支援を行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	◎まちづくり課 こども未来課 健康福祉課 税務町民課
DV等相談窓口の周知	広報紙やホームページ、パンフレットなどを活用し、DVに関する相談窓口の周知を徹底する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課
DV等防止と被害者保護のためのDV関係課	潜在化しやすいDVや虐待の早期発見と被害者保護のため、DV関係課・担当者間でのネットワーク会議を実施	まちづくり課 関係課

間のネットワーク整備と、庁外関係機関等との連携	し、国や県の相談機関や医療機関、警察との連携体制の整備を図る。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	
要保護児童対策地域協議会の機能強化	児童虐待の予防や早期発見・早期対応及び適切な対応を行うために、関係機関と連携し、情報の共有及び対策等について検討を行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課

2. 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
各種検診の受診率の向上	男女の健康維持に向け、特定健診のほか、女性特有のがん検診などの受診率の向上を図るため、啓発活動をはじめとする受診支援を行う。また、子育て世代への受診勧奨として託児できる日を設ける。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	健康福祉課
「性」や「命」に関する教育の推進	性に対する正しい知識を広め、男女の性に対する偏見や、性の商品化を除去するとともに、生命と人権の尊重の視点から、命の尊さや子育ての大切さなどをテーマに、薬物やエイズ、妊娠・中絶、性教育などの健康教育を実施する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課 健康福祉課

(2) 妊娠・出産・子育て期における女性の健康支援と男性の理解促進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
母子保健、母性保護に関する啓発	妊娠届出時に、母子保健及び母性保護などの知識に関する啓発パンフレットを配布し、啓発に努める。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課
妊婦健康診査の実施	妊婦及び胎児の健康を維持、増進し、母子ともに安全な出産を図るため、妊婦健康診査を実施する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課
妊娠期から子育て期における相談の充実	妊娠期から子育て期の親の孤立感や不安感の解消のため、保健師や助産師等の専門職による育児相談を実施する。また、すべての乳幼児家庭を訪問し、個別の相談に対応する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課
妊娠・出産・育児に関する男性の理解	男性を対象に、命の尊さや、子育ての大切さなどの理解を広め、男性の育児参加を促進するため、妊婦体験や、	こども未来課

の促進	赤ちゃんの入浴などの出産後の世話の仕方などを取り入れた講座を開催する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	
妊娠・出産・育児に関する周囲の理解の促進	広報紙、ホームページ、パンフレットなどを活用し、妊娠・出産など母性の社会的重要性について認識の浸透を図るとともに、家族をはじめ、職場や地域など周囲の理解を促す。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課

(3) あらゆるハラスメントの根絶に向けた啓発

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
あらゆるハラスメント防止に向けた啓発促進	セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを推進するため、町内事業所に積極的な情報提供を行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	産業振興課
あらゆるハラスメント防止に向けた啓発促進、相談窓口の周知	あらゆるハラスメントのない環境づくりを推進するため、広報誌などへの記事掲載、相談窓口の周知を行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課

3. 子育て・介護など多様な家族形態に対応した支援

(1) 子育て支援の充実

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
次世代育成支援行動計画の推進	子育てしやすい環境を整備していくため、男女共同参画の視点で大木町次世代育成支援行動計画を着実に推進する。 ※大木町次世代育成支援行動計画 次世代育成支援対策推進法に基づき策定した、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境づくりを行う上での指針となる計画 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課
子育て世代包括支援センターの機能拡充	子育て世代包括支援センターで実施する事業（子育てに関する相談・援助、情報提供、セミナーなど）をさらに充実させ、乳幼児を持つ家庭の子育てを支援するための拠点施設としての機能を拡充させる。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課
子育てと仕事の両立支援のための保	子育てと仕事の両立を図るための支援として、保育施設や学童保育所等における延長保育や一時預かり等の保育	こども未来課

育サービスの提供	サービス、ファミリー・サポート・センターや病児保育等の利用の提供をする。	
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	
乳幼児健診、小児医療の充実	子どもの発育と発達、保護者の子育て支援のため乳幼児健康診査を実施する。また、小児救急医療体制についての情報提供を行い、安心して子育てができる環境整備に努める。	こども未来課
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	
障がい児や配慮が必要な子どもを持つ家庭への支援	障がい児や配慮が必要な子について、保育園施設、小学校、中学校が情報を共有し、切れ目のない支援ができるよう連携していく。また、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の制度や利用できるサービスの案内を行う。	こども未来課 健康福祉課
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	

(2) 介護に対する支援の充実

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
介護保険等事業の推進	広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用し、介護に関する情報を分かりやすく提供し、介護保険等介護事業を推進する。また、高齢者や障がい者等の介護の担い手の負担軽減となるよう家庭内外を問わず男女が平等に携わり必要とする人が安心してサービスが利用できるよう支援する。	健康福祉課
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	

(3) ひとり親家庭に対応した支援の充実

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
ひとり親家庭への生活自立支援	ひとり親家庭の社会的、経済的自立を図るため、各種支援制度の情報提供や、養育支援、就業支援相談などの自立支援を図る。	こども未来課
	【実施年度】令和5年度～令和9年度	

基本目標Ⅲ 性別にとらわれず活躍できる社会の実現（女性活躍推進計画）

現状と課題

女性活躍推進法の基本原則では、職業生活における慣例や固定的な性別役割意識により男女間の格差があることを踏まえ、女性が職業生活においてその個性と能力を十分に発揮できる環境整備を求めています。男女共同参画社会の形成に向けては、性別にとらわれずだれもが職場や家庭、地域の中で、自らの意思によって、その能力を發揮していくことが大切です。総務省の令和4年の労働力調査（表6）によると、女性の就業者数は3,097万人、共働き世帯が1,276万世帯と過去最高となっています。しかしながら、結婚や出産後も就業を継続する女性の割合（表7）が高くなったものの、女性就業継続率は69.5%であり、女性が就業を継続し、その能力を職場生活の中で十分に発揮できる環境づくりが課題となっています。

また、固定的な性別役割分担意識により、家事や育児、介護などの責任を担う女性が多く、仕事を持つ女性にとってはその負担が職業生活での活躍の影響を与えている一方、男性においては長時間労働による家庭生活への影響などが問題となっています。

このような状況を改善していくためには、行政や企業、事業所、また職場の役員や管理職、雇用者が仕事と家庭を両立することの必要性や重要性を認識し、男女がともに仕事と家庭を両立し、お互いが責任を持って家庭生活を築いていくことができるよう、ともに取り組んでいくことが重要となっています。

男女共同参画社会を形成していくためには、あらゆる分野の意思決定の過程において、より多くの女性が参画していくことが必要です。しかし、世界経済フォーラムが発表した2022年（令和4年）のジェンダーギャップ指数の日本の総合順位は146か国中116位と、前回と比べほぼ横ばいの順位となり、特に政治分野については、146か国中139位となっています。これまで、働く権利など女性の社会参画に向けた関係法律の整備も行われてきましたが、社会通念や職場規範などにより、社会的、経済的、政治的な意思決定への過程においては、依然として男性比率が高い状況が続いています。

本町においても、審議会などにおける女性委員の登用率（表8）は、令和4年4月1日現在において、35.9%と県内町村の平均（34.4%）より高い水準となっています。しかし、基幹産業である農業においては、農業者の半数は女性農業者（表9）と、女性が主な担い手であるものの、農業団体や農業委員への役員、委員等も女性比率が低く、女性の参画が進んでいない状況にあります。

一方、自治区やPTAなどの地域活動においては、多くの女性が参加しているにもかかわらず、それらの組織を代表し意思決定する立場への女性の就任が少ないのが実情です。

このような状況を改善し、さらなる女性の参画を促進するためには、女性自身の社会参画に対する意識や関心、参画できる能力を向上させるとともに、それを支援、応援する理解者を増やすため、周囲の理解、関心を深めることが大切です。また、意思決定の場に女性が参画しやすくなる環境を整備するとともに、住民と行政が男女共同参画に対する意識を共有し、ともに取り組んでいくことも重要となっています。

施策の方向性

1. 女性が活躍できる就労環境づくり
2. ワーク・ライフ・バランスの推進
3. 女性のエンパワーメントの支援
4. 政策・方針決定過程への女性の参画推進
5. 農業及び商工自営業における男女共同参画推進
6. 町民と行政の協働による男女共同参画の地域づくりの推進

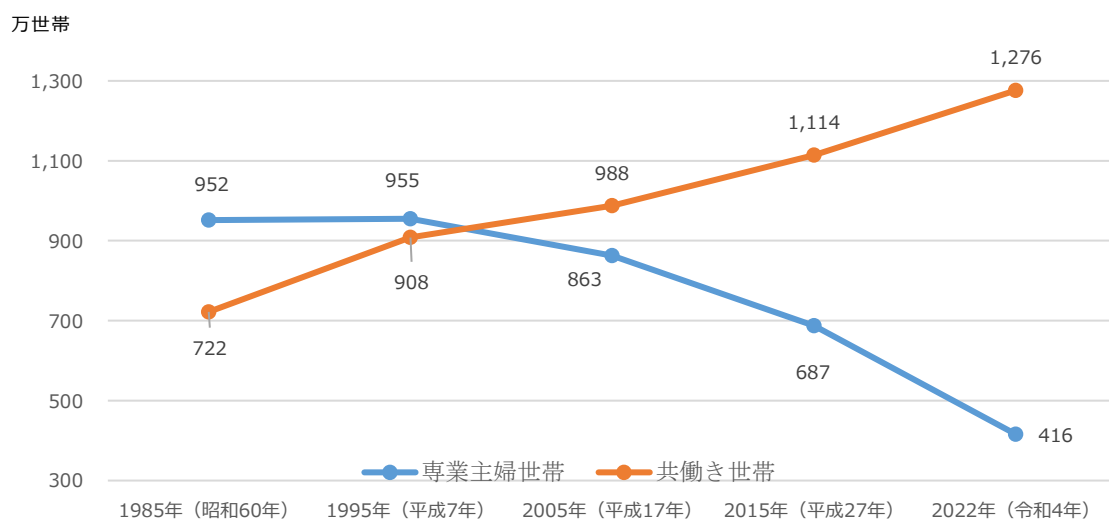
※エンパワーメント

自分らしい生き方を選択する自己決定能力を身につけ、経済的・社会的・政治的に参画する能力を身に付けること。

表6：専業主婦世帯と共働き世帯の推移と労働人口(単位：万)

年	専業主婦世帯	共働き世帯	
1985年(昭和60年)	952	722	
1995年(平成7年)	955	908	
2005年(平成17年)	863	988	
2015年(平成27年)	687	1,114	
2022年(令和4年)	416	1,276	
令和4年 15歳以上人口中の労働人口(万人)			
	全体人口	男性人口	女性人口
15歳以上人口	10,993	5,301	5,692
うち、労働人口	6,872	3,775	3,097

資料：総務省「労働力調査」(令和4年)



共働き世帯は年々増加傾向にあり、2005年(平成17年)に、共働き世帯が主婦世帯より多くなり、2022年(令和4年)においては、1985年(昭和60年)との比較で544万世帯増加しています。

表7:結婚・出産前後の妻の就業継続率 ※()は、育児休業制度を利用して就業を継続した割合

結婚年／出産年	結婚前後	第1子出産前後	第2子出産前後	第3子出産前後
1985～89年	60.3%	39.2%(9.2%)	-	-
1990～94年	62.3%	39.3%(13.0%)	81.9%(16.3%)	84.3%(17.6%)
1995～99年	65.1%	38.1%(17.6%)	76.8%(28.8%)	78.1%(19.1%)
2000～04年	71.7%	40.5%(22.6%)	79.2%(33.5%)	77.0%(27.6%)
2005～09年	71.8%	40.3%(27.0%)	76.3%(43.2%)	81.0%(30.7%)
2010～14年	81.3%	53.1%(39.2%)	78.1%(51.3%)	79.1%(45.0%)
2015～19年	85.1%	69.5%(55.1%)	87.1%(63.9%)	89.5%(54.9%)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(令和3年)

出産前後の女性の就業について、1985～1989年においては、出産後も就業を継続する女性は4割に満たない状況であった。就業継続率は、年々高くなっているものの、2015～2019年においても、就業継続率は約7割と高くなったものの、依然として3割近くの女性が出産を機に就業から離れている状況です。

表8:大木町における審議会等における女性登用率の推移

年度	地方自治法第(180条の5)に基づく委員会など			地方自治法(第202条の3)に基づく審議会など		
	委員総数	うち女性委員数	女性比率	委員総数	うち女性委員数	女性比率
令和元年度	35	9	25.7	180	63	35.0
令和2年度	34	9	26.5	189	69	36.5
令和3年度	34	10	29.4	142	55	38.7
令和4年度	34	11	32.4	142	51	35.9
(県内町村平均) 令和4年度	-	-	-	(20,303)	(6,977)	(34.4)

資料:大木町審議会等における女性登用率調査結果

大木町における、審議会等への女性登用率については、年々上昇しており、県内の町村平均より高い状況です。

表9:大木町における男女別農業就業人口の割合

総数	女性(割合)	男性(割合)
896	447(49.8%)	449(50.1%)

資料:令和2年国勢調査

農業の就業人口は、男女別割合は女性が49.8%を占めており、農業分野において女性は主要な担い手となっています。

具体的施策

1. 女性が活躍できる就労環境づくり

(1) 企業・事業所への啓発推進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
企業や事業所への女性活躍推進に関する情報提供	企業や事業所において女性が活躍できる就労環境づくりを促進するため、女性活躍推進に関する情報を提供する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課 産業振興課
育児・介護休暇制度の活用の促進	企業や事業所の育児・介護休暇制度の活用を促進するため、制度に関する情報提供や制度活用の働きかけを行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課 産業振興課

(2) 女性への就労支援

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
女性の就労に関する情報の提供	広報紙やホームページ等での啓発やパンフレット、チラシの配置などを通じて、再就労や、国や県、NPOが行う就労のための訓練などの情報を提供する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女がともに仕事と家庭の両立を図り、協力して充実した職業生活と家庭生活を営んでいくことができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努める。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課
男性の家庭や育児参加の促進	男性のさらなる、家庭内での家事分担や育児参加を図るため、男性向けの講座やセミナーなどを実施する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	こども未来課 まちづくり課
特定事業主行動計画の促進	仕事と家庭の両立ができる職場づくりを進めるため、特定事業主行動計画に基づき、町が率先して、職員の家庭や育児参加の促進や、職場環境の整備充実に取り組む。育児休業取得対象職員に対して制度・手続きを説明し、取得・復職しやすい環境づくりを行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	総務課

3. 女性のエンパワーメントの支援

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
女性の人材育成	政策決定の場への参画を目指す女性を育成するため、関係機関と連携を図りながら研修会や講習会を開催し、リーダーシップや専門知識を有した人材の育成を図る。また、地域の女性の更なるレベルアップに向け、県や福岡県男女共同参画センターが開催する女性リーダー研修等への参加を促進する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課
女性団体の活動支援	女性の人材育成と、地域で活躍できる環境を充実させるため、女性団体の活動への支援を行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課

4. 政策・方針決定過程への女性の参画推進

(1) 審議会等における女性登用の促進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
※重点施策 審議会委員などへの女性の登用の促進	政策や方針決定過程への女性の参画を促進させ、あらゆる分野に女性の意見を反映し、さらなる男女共同参画の推進を図るため、審議会委員へ積極的に女性を登用する。なお、委員に占める女性委員が、計画期間中に総委員数の40%以上になるよう登用を推進する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課
審議会委員などへの女性の登用促進のための環境整備	審議会などの設置条例や設置要綱などに、男女の構成比がどちらか一方に偏らないよう規定することを推進していく。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	全庁
審議会委員などへの女性の登用状況調査の実施	内閣府の男女共同参画推進状況調査に合わせ、審議会などへの女性の参画の状況を調査し、調査結果を公表する。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課

(2) 町における女性職員の登用の促進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
町女性職員の登用の促進	町職員に対する職務や管理職登用において、男女平等な処遇を図るとともに、専門的研修の受講を通じたキャリアアップを行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	総務課

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の意識づくり

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
政治参加意識の高揚	<p>女性の政治参画の意識づくりのため、町の政策や方針が議論・決定される模様を見ることのできる議会の傍聴制度を、身近で気軽にカジュアルなものであることをよりアピールし、周知を図る。</p> <p>加えて傍聴者に議場の議論内容をより理解してもらえよう、傍聴環境の整備をすすめる。</p> <p>また、議会だよりも議員という職業への興味ひいては議員活動への関心が高まるよう「議員個々のイラスト」を作成するなど、読んでもらえる紙面づくりに挑戦していく。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	議会事務局

5. 農業及び商工自営業における男女共同参画推進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
女性の経営管理能力の向上	<p>経営管理や生産技術に関する研修会等への女性の参加を促すことで、経営能力の向上を図り、経営参画を促進する。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	産業振興課
農業者（認定農業者）に対する男女共同参画の研修会の実施	<p>大木町認定農業者協議会等において研修会を実施し、男女共同参画意識の醸成を図る。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	産業振興課
家族経営協定締結の推進や女性認定農業者増加の促進	<p>農家において、経営主と配偶者、後継者がお互いを尊重し、農業経営方法や収入の配分、就業条件、生活上の諸事項などについて取り決めを行う家族経営協定の締結を推進するとともに、女性認定農業者の増加に努める。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	産業振興課
農村女性リーダーの育成と支援	<p>意欲的に農業に取り組む女性を女性農村アドバイザーや指導農業士などに推薦し、農村女性リーダーとしての育成を行う。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	産業振興課
農業団体、商工団体における女性役員の登用促進	<p>農業協同組合及び商工会における女性役員の登用を積極的に働きかけ、各団体の女性役員の登用を促進する。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	産業振興課

6. 町民と行政の協働による男女共同参画の地域づくりの推進

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
民生委員・児童委員研修事業への男女共同参画の視点の導入	<p>民生委員・児童委員に対し年間を通じて行う定期的な全体研修に、男女共同参画の視点を取り入れ、男女平等や女性の人権などについての啓発を行う。</p> <p>【実施年度】令和5年度～令和9年度</p>	健康福祉課
地域役員などへの男女共同参画に関連する研修会の実施	<p>地域のリーダー的存在である、自治区長や公民館等担当役員に対し、区長会等の会議開催時に男女共同参画に関する研修を実施し、地域への意識の浸透を図る。</p> <p>【実施年度】 (総務課) 令和5年度～令和9年度 (まちづくり課) 令和5年度・7年度</p>	総務課 まちづくり課
男女共同参画の地域づくりの実施	<p>男女共同参画の視点に立ち、町民と行政が協働して地域の課題を探り、解決に向けた行動を推進する。</p> <p>【実施年度】 令和5年度～課題抽出、施策実施内容の検討 令和7年度～協働事業へ反映、実施</p>	まちづくり課

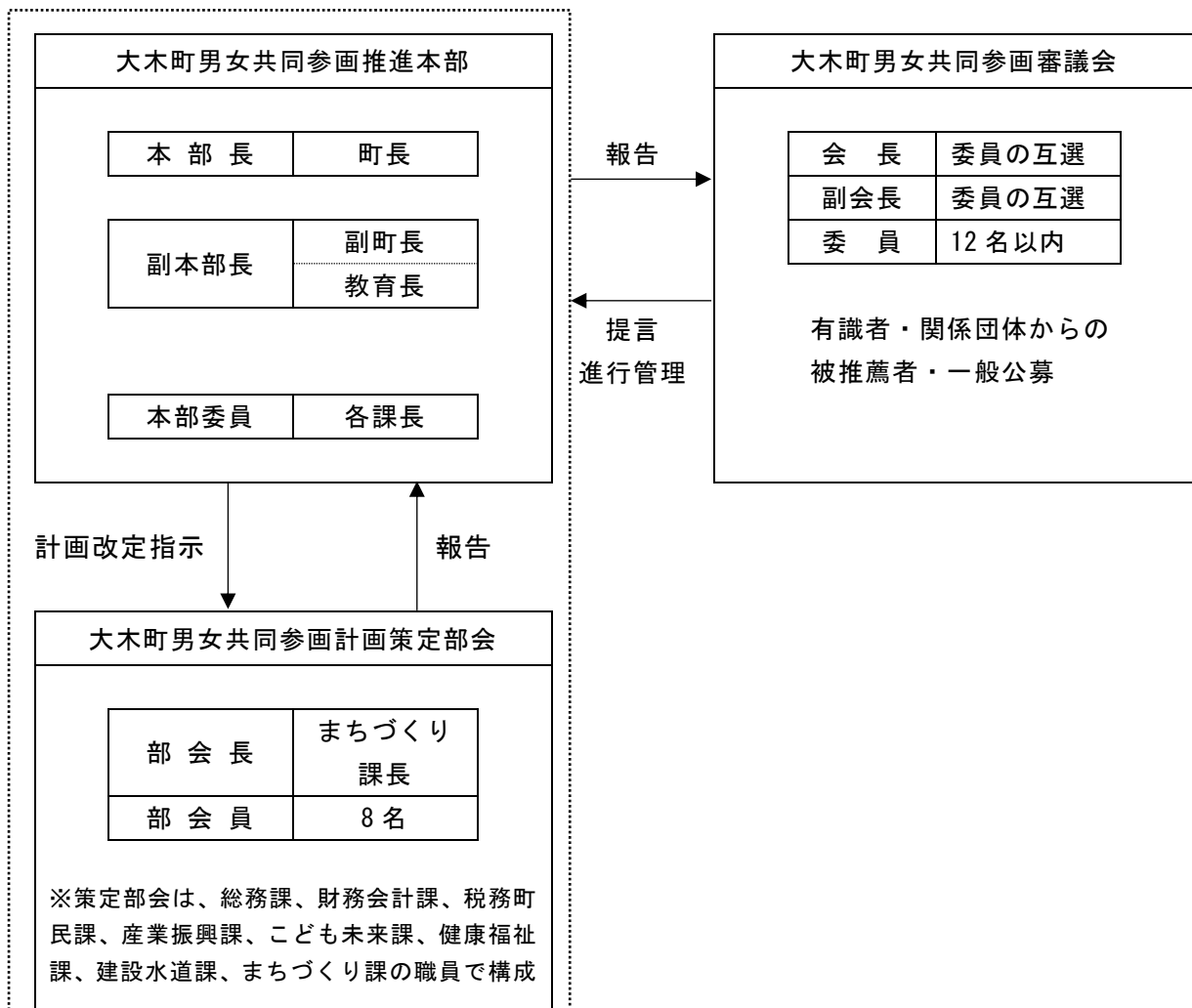
第3章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を目指すには、計画の推進体制を整備し、計画の着実な推進を図ることが重要です。そのためには、行政内部だけではなく、町民や団体、関係機関等との緊密な連携を図り、継続的かつ計画的、総合的に施策を実施していくことが不可欠です。

本町では、男女共同参画推進本部を中心に全庁的な体制を整備し、各施策の展開を図ります。その進捗状況は、男女共同参画審議会に報告し、審議会の意見を各施策に反映しながら、実現性の高い計画となるよう努めていきます。

1. 推進体制の整備
2. 計画の進行管理

大木町における男女共同参画の推進体制図



(1) 推進体制の整備

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
男女共同参画推進本部の運営	庁内組織である「大木町男女共同参画推進本部」の運営を充実し、男女共同参画の推進にかかる施策の総合的な企画及び推進について、円滑かつ効果的な対応を行う。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課
男女共同参画計画の周知	広報紙、ホームページを活用し本計画を周知するとともに、計画の啓発冊子等を作成、配布し、町民への周知と理解、協力を得るよう努める。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課

(2) 計画の進行管理

具体的施策	事業概要【実施年度】	担当課
男女共同参画審議会 の運営	男女共同参画の推進に関する施策を審議し、進行を管理する「大木町男女共同参画審議会」の円滑な運営を図る。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課
男女共同参画計画の進捗状況の把握と公表	計画の進行状況を定期的に調査、把握するとともに、その状況や結果を公表し、客観的な評価に努める。 【実施年度】令和5年度～令和9年度	まちづくり課

関連資料

○大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例

平成 30 年 12 月 10 日
条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 11 条）

第 2 章 基本施策等（第 12 条—第 21 条）

第 3 章 苦情の処理（第 22 条）

第 4 章 大木町男女共同参画審議会（第 23 条）

第 5 章 雑則（第 24 条）

附則

すべての人が、性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの意思で生き方を選択し、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現は、私たち大木町民の願いであります。

大木町ではこれまで、個人の尊重と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、また、国連が提唱する持続可能な開発目標に掲げられている「ジェンダー平等の実現」に向けて、男女共同参画のまちづくりを進めてきました。しかしながら、依然として、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いや固定的性別役割分担意識が根強く残っており、男女平等の達成には更なる努力が求められています。

大木町は、「緑の風が吹き渡るふるさと 暮らし輝く環のまち・おおき」を目指すべき将来像に掲げ、農業を基幹産業とした資源循環型の共生・協働のまちづくりに取り組んでいますが、近年の少子高齢化や高度情報化などの急速な社会変化に対応しつつ、魅力ある町を次世代に継承していくためには、すべての町民が性別にかかわらず、多様な価値観や生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において活躍できる社会を実現していくことが必要です。

このような認識の下、その基本理念を明らかにし、町、議会、町民等が一体となり、男女共同参画のまちづくりを推進し、大木町に暮らすすべての人が「このまちに住んで良かった」と実感できる社会を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、議会、町民、地域組織、事業者等及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女 生物学的な性区分だけでなく、多様な性を含む性別の呼称をいう。
- (2) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (3) 町民 町内に居住、勤務若しくは在学する者又は町内を活動の拠点とする者をいう。
- (4) 地域組織 町内において、行政区その他町内の一定の区域に住居を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (5) 事業者等 町内において、営利若しくは非営利を問わず事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育分野（以下「教育分野」という。）において教育に携わる者をいう。
- (7) 固定的性別役割分担意識 「男性は仕事、女性は家事、育児、介護」というような社会的な慣習等により固定された性別の役割を決めようとする意識のことをいう。
- (8) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため必要な範囲内で男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）、恋人その他の親密な関係にある男

女間における個人の尊厳を傷つけるような身体的、精神的、性的、経済的又は社会的な暴力をいう。
(10) ハラスメント 性的な言動等による「セクシャル・ハラスメント」のような、男女間において個人の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権を侵害する行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての人権が尊重され、個性又は能力を発揮する機会を平等に確保されること。
- (2) 固定的性別役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行を見直し、社会のあらゆる分野における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を平等に確保されること。
- (4) 男女が相互の協力及び社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動(以下「家庭生活等」という。)において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女が相互の性についての理解を深め、生涯にわたり健康な生活を営み、妊娠、出産等に関する意思が尊重されること。
- (6) 教育分野において、人権の尊重を基本とした男女共同参画に関する教育が推進されること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、議会、町民、地域組織、事業者等及び教育に携わる者並びに国、県その他の地方公共団体との連携に努めるとともに、男女共同参画推進施策を実施するための体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念に基づき、町の議決機関として男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(地域組織の責務)

第7条 地域組織は、基本理念に基づき、組織の運営や地域活動において男女共同参画を推進するとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画を推進するとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、雇用又は所属する男女について、就業又は活動上の平等な機会及び待遇を確保するとともに、家庭生活等及び社会活動の両立ができるよう就業又は活動環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する教育の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の推進を阻害する行為の禁止)

第10条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) ハラスメント
- (4) その他男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権を侵害する行為

(相談等への対応)

第11条 町は、前条の行為による人権侵害について、町民、地域組織、事業者等(以下「町民等」という。)から相談等があったときは、関係機関と連携を図り、当該相談等に対し適切な措置を講じるものとする。

第2章 基本施策等

(男女共同参画計画)

第12条 町長は、第4条の男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、大木町男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、男女共同参画計画の策定又は変更に当たっては、町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第23条の大木町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 町長は、男女共同参画計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 町長は、男女共同参画計画の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(啓発及び広報活動)

第13条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、啓発及び広報活動を行うものとする。

(情報収集及び調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(家庭及び地域組織への支援)

第15条 町は、家庭及び地域組織に対し、男女が固定的性別役割分担意識にとらわれない対等な関係を形成し、社会のあらゆる分野における活動に平等に参画できるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等に対する支援)

第16条 町は、事業者等に対し、所属する男女が就業又は活動上の機会、正当な評価による待遇及び能力向上の機会が平等に確保されるとともに、家庭生活等及び社会活動との両立ができるよう、情報の提供、その他必要な支援を行うものとする。

(農業分野における支援)

第17条 町は、基幹産業のひとつである農業分野において男女共同参画を推進するため、農業に従事する者に対し、男女が対等な構成員として経営への参画及び能力開発の機会が平等に確保されるとともに、家庭生活等及び社会活動との両立ができるよう、条件の整備、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(教育の充実等)

第18条 町は、教育分野において町民等の男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する教育の充実のための支援及び環境の整備を行うものとする。

(防災及び復興分野における施策)

第19条 町は、防災、災害対応、復興支援その他の災害に係る分野において男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備及び施策の推進を行うものとする。

(政策立案及び方針決定の過程における男女共同参画)

第20条 町は、政策の立案及び決定の過程において男女が平等に参画できる機会を確保するものとする。

2 町長は、審議会等における委員を任命し、又は委嘱する場合においてその委員を構成する男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

3 町は、性別にかかわらず、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、能力向上の機会の確保及び就業環境の整備を行うものとする。

(施策等の提案)

第21条 町民等は、町が実施する男女共同参画推進施策について、町長に対し、意見、提案等を申し出ることができるものとする。

2 町長は、前項の規定による申出について必要があると認めるときは、第23条の大木町男女共同参画審議会の意見を聴き、町が実施する男女共同参画推進施策に反映させるものとする。

第3章 苦情の処理

(苦情の処理)

第22条 町長は、町が実施する男女共同参画推進施策について、町民等から苦情の申出があったときは、当該苦情に対し適切な措置を講じるものとする。

2 町長は、前項に規定する苦情の申出があった場合において、必要と認めるときは、次条の大木町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第4章 大木町男女共同参画審議会

(大木町男女共同参画審議会の設置)

第23条 男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、大木町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 男女共同参画計画の策定又は変更について、町長に意見を述べること。

(2) 男女共同参画計画に基づき町が実施する男女共同参画施策の推進状況について、町長に意見を

述べること。

- (3) 町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、意見を述べること。
 - (4) 前条の規定による苦情の申出について、調査審議し、町長に意見を述べること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べること。
- 3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大木町男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
倉富 史枝	NPO 法人福岡ジェンダー研究所	
古賀 靖子	大木町議会	
山田 貴大	大木町議会	
松永 健治	福岡大城農業協同組合青年部代表	
西園 陽子	大木町商工会代表	
北島 理香	女性ネットワークおおき	会長
牟田 敏昭	公募委員	
黒沼 清寿	公募委員	副会長
荒巻 明子	公募委員	
牟田口 和幸	公募委員	

第3次男女共同参画計画策定までの会議等の経緯

日時	会議種別	内容
令和4年4月 13日	第1回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次大木町男女共同参画計画の進捗状況について ・第3次大木町男女共同参画の策定について
6月24日	第1回 策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大木町男女共同参画計画策定方針案について ・策定作業スケジュールについて ・計画体系の検討について
11月22日	第2回 策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大木町男女共同参画計画策定方針案について ・計画体系について ・具体的施策及び担当課の検討について
令和5年2月 2日	第3回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大木町男女共同参画の策定の進捗について
4月13日	第1回 推進本部	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大木町男女共同参画計画策定方針案について ・策定作業スケジュールについて ・計画体系の検討について
6月13日	第3回 策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大木町男女共同参画計画案について ・具体的施策及び担当課について ・計画案（具体的施策）の各課協議について
6月27日	第1回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大木町男女共同参画計画案の概要について ・第3次大木町男女共同参画計画案に対する意見、提案等について ・計画策定までの今後のスケジュールについて
7月10日	第4回 策定部会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会からの意見及び第3次大木町男女共同参画計画案について ・パブリックコメントの実施について
8月7日 ～28日	パブリックコメント実施	
8月31日	第2回 推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次大木町男女共同参画計画の承認について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその

被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならぬ。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならぬ。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならぬ。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又

は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認めるとき

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認

めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないうで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定

（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「第一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次
前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいひ、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働

大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な

指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう

努めなければならぬ。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては当該配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にするの場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号にお

いて同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発

した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速

やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることが

できない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は

相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であつた者
同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者
第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合
第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立て

に係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百十一條第一項第三号の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯

罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び司法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

令和5年8月 大木町役場 まちづくり課

〒830-0416

福岡県三潴郡大木町大字八町牟田255-1

TEL 0944-32-1036

FAX 0944-32-1054